

平成27年度第3回平塚市入札監視委員会会議録

開催日時	平成28年3月29日(火)午後2時00分～午後4時00分
開催場所	平塚市役所本館 5階 入札室
出席委員	本間 重雄 委員長 諸坂 佐利 委員 守屋 和徳 委員 中込 光一 委員
事務局	契約検査課、総合公園課、農水産課、建築住宅課、教育施設課、下水道整備課
傍聴者	1名

I 開会 本間委員長の進行で開会する。

II 議題1 入札・契約手続の運用状況について

発注工事総括表及び発注一覧表について

【事務局より平成27年11月2日～12月15日公告の案件について契約金額、落札率、指名停止の状況などを説明】

委員：平塚市として、公共工事の数は年々増えているのか。

事務局：平成27年度と比較し平成28年度は工事に関する予算自体は減少していないが、継続工事が増えていることもあり、新規の発注件数は減る傾向にある。

委員：全国的に公共施設の老朽化が問題となっているが、平塚市では順次計画的に改修や修繕などを行っているのか。

事務局：それぞれの施設で計画は立てており、今年度も下水道や学校などの補修工事を行った。

委員：今回新たに指名停止となった2者については、平塚市との契約実績はあるのか。

事務局：1者については契約実績があるが、もう1者はない。前者については契約期間内に指名停止の処分となったが、それにより業務を止めることなどはないので問題にはならない。

委員：その業者は他市の下水道関連事業の入札に対する不正行為で指名停止となっているようだが、平塚市で契約していた案件も下水道関連事業であったのか。

事務局：下水道関連事業である。

委員長：ここで、議題2 抽出案件の審議に移る前に、前回定例会議の抽出案件である「平塚市総合公園管理等委託契約に伴う委託料」について、事務局から説明をしてください。

【総合公園課から前回定例会議での説明の補足事項を説明】

議題2 抽出案件の審議

委員長：それでは今回の抽出をされた守屋委員から抽出理由を説明願います。

**委員**：（審議案件抽出理由説明書のとおり）

---

（１）松葉地区農道改良工事（岡崎地区）

抽出理由：一般競争入札で落札率が100%となっている理由を確認したいため。

委員長：それでは案件の審議に入ります。審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【農水産課から工事の概要を説明】

【契約検査課から入札参加条件、入札経過などを説明】

**委員**：この工事の工期を伺いたい。

**事務局**：平成27年12月4日から平成28年2月29日までである。

**委員**：参加可能業者が17者あるのに対し、実際入札に参加した業者は2者だけ（うち1者は辞退）となっているが、案件概要書を見る限りそこまで施工難易度が高い工事とも思えない。ここま  
で参加者が少なかった原因などは考えられるか。

**事務局**：推測にはなってしまうが、年度も下半期に差し掛かかって人手不足となり、参加を見送った業者も多いのではないかと。辞退した業者についても、参加申請はしたものの、入札が近くな  
ってから人手が足りなくなったという可能性が考えられる。

**委員**：この工事が下半期の発注となってしまった理由は何かあるのか。もっと早い時期に公告・入札  
ができていれば、もう少し競争性が確保できたのではないかと。

**事務局**：この工事は農道及び水路の工事なので、農作物の収穫後にしか作業することができないこと  
が理由である。せいぜい早められたとしても1ヶ月程度が限界である。

**委員**：2者が参加して、1者は予定価格の100%で入札、もう1者は辞退という結果だけ見ると、  
競争しているようには感じられないが、そのあたりはどう考えているのか。

**事務局**：土木工事で単価の公表もされているため、積算能力のある業者であれば予定価格や最低制限  
価格を算出することは可能である。予定価格の100%で入札した業者も、結果が出るまで  
は他に誰が入札に参加しているのかなどの情報は当然知り得ないため、敢えてこのような入  
札の仕方を選んだのではないかと。先ほども説明したとおり業界全体の人手不足や、規模が小  
さい工事（そこまで金額が張らないため、手間の割に儲けが少ない）ということもあり、結  
果的に入札した業者が1者のみとなってしまう、予定価格での落札に至ったということであ  
る。

**委員**：この参加業者である2者が口裏を合わせて入札している可能性はないのか。そのようなことが  
あれば入札制度そのものを形がい化させてしまうような話である。また、傍から見るとこの案  
件は競争しているようには思えないが、現行の制度では入札として成立するのか。

**事務局**：電子入札システムにより入札の執行をしているため、入札結果が出るまでは他に誰がこの案  
件に参加しているというような情報は絶対に知り得ないはずである。また、年度の上半期に  
ついては入札参加者が3者に満たない場合は当該案件を成立としない「3者要件」を付して  
入札を執行するが、下半期については不調のリスクを回避するためこの3者要件を付さない  
ため、本案件のような結果でも入札は成立する。

**委員**：この工事の延長は12mとのことだが、他工事の残工事なのか。

**事務局**：一連の工事を合計するとトータルで580m程の延長になるが、平成21年度から順次工事を行っており、今回が最後の工事となった。

**委員**：それらの工事を一括で発注することはできなかったのか。

**事務局**：予算の関係から、それは難しい。

**委員長**：ほかに質問がなければ次の案件に移りたいと思います。業務担当課の方は退席して結構です。

---

## (2) 平塚競技場審判控室改修修繕

### 教育会館3階便所修繕

**抽出理由**：同一の二者での入札で教育会館3階便所修繕は2回の入札で1回目とは逆転してA者が落札、平塚競技場審判控室改修修繕は、入札書不着でB社が落札している。開札日が同じであることから入札書不着等について確認したため。

**委員長**：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【建築住宅課と教育施設課から工事概要を説明】

【契約検査課から入札参加条件、入札経過などを説明】

**委員**：この2案件については、開札日が同日であり、参加可能業者が51者いるにも関わらず、入札に参加した業者は両案件で同一の二者のみである。その二者がお互いに一件ずつ落札し、さらに落札率も高く（両案件とも95%以上）、この結果だけ見るとお互いが口裏を合わせて一件ずつ取り合っているようにも感じてしまうが、そのあたりはどうなのか。（この二者は何か関連等はないのか）

**事務局**：先ほどの審議案件の中でも話に上がったが、下半期の発注ということで人手不足の影響が考えられることなどから、予め発注者サイドで参加可能業者の枠を広げ、通常であればCランクのところをA・B・Cランクまで広げて公告した。その結果参加可能業者数は51者まで増えたが、実際に参加した業者は2者しかいなかったというところである。落札率に関しては業者の積算に依るところなので一概には言えないが、2案件ともそこまで規模の大きな工事ではないので、なるべく高い金額で落札したかったという部分はあるのではないかと。電子入札システムにより入札の執行をしているため、入札結果が出るまでは他に誰がこの案件に参加しているかは絶対に知り得ないはずであるし、この二者が関連しているというような情報は無い。

**委員**：平塚競技場審判控室改修修繕については、1者が不着となっている。入札にエントリーしたからには、積算して札入れをすべきであり、もし事情があるなら理由を付して辞退すべきだと思うが、不着というのはいかがなものなのか。この2案件の場合、1者が不着となったことにより、なおさら業者間で口裏を合わせているのではないかと勘繰ってしまうような原因にもなりかねない。

**事務局**：不着に関しては問題視しており、行わないようにホームページや公告文等で注意喚起をしている。また、先日開催した市内業者向けの説明会では、今後不着業者に対しては何かしらのペナルティを科す可能性がある旨も伝えたところである。

**委員**：先ほどの審議案件の中で上半期に発注する案件であれば3者要件を付すというような説明があったが、これらの案件を上半期に発注することはできなかったのか。

**事務局**：平塚競技場審判控室改修修繕については、案件の性質上Jリーグが開催されている期間の着工はできないためである。その時期を見越して9月補正にて予算を計上している。  
また教育会館3階便所修繕については、5月中旬頃に教育会館の管理者からトイレ天井の劣化について相談があり、その後に天井部材の材料等の調査を行ったうえで撤去の必要があるという判断をし、9月補正にて予算を計上し発注した。

**委員長**：ほかに質問がなければ次の案件に移りたいと思います。業務担当課の方は退席して結構です。

---

### (3) びわ青少年の家農業集落排水接続工事

**抽出席理由**：1回目は入札参加者全員が最低制限価格を下回り不調となり、2回目は93.28%で落札しています。1回目から落札までの一連の流れを確認したいため。

**委員長**：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【建築住宅課から工事概要を説明】

【契約検査課から入札参加条件、入札経過などを説明】

**委員**：当初公告時に比し、再公告時には設計金額を下げているようだが、どのような理由があるのか。

**事務局**：再公告時には工期の見直しを行い短縮したこと、また既存浄化槽の解体に関する見積内容を見直したことにより、全体の設計金額が下がった。

**委員**：当初公告時には入札者が全員最低制限価格を下回り失格となっており、再公告時にはその結果を受けて参加者が軒並み入札金額を上げており、その結果落札決定となっている。発注者側が設計金額を下げているのに、参加者の入札金額が上がったという結果に違和感を覚える。結果的には安く請け負えると言ってきている業者を失格とし、割高な価格の業者と契約したということになる。現行の制度ではそれが成り立つのかもしれないが、こういったケースではもう少し当初公告時の結果について研究し、再公告時にはそれを活かした入札となるよう努力すべきである。

**事務局**：最低制限価格に関しては、中央公契連のモデルに準拠した形で設定しており、不当なダンピングを防止して公共工事の品質を確保するといった観点から、必要な制度であることはご理解いただきたい。不調時には参加業者から提出された内訳書（大項目まで記載）を確認するようにしている。

**委員**：この工事が下半期の発注となってしまった理由は何かあるのか。

**事務局**：当施設は宿泊施設やキャンプ場としての使用用途が多く、夏頃までは使用頻度が高い。したがってこの時期の発注とせざるを得なかった。

**委員**：先ほどの審議案件の中でも説明があったが、上半期の発注案件には3者要件を付けるということであるから、施工が下半期にしかできないような工事でも、入札だけ上半期にやっておくと

いうことにはできないのか。そうでなくても、3者要件を付す時期をもう少し延長するなどの工夫をすることはできないのか。

**事務局**：公共工事については、なるべく年度の第3四半期までに発注を掛けられるように努めている。その中でも施設の性質などからどうしても遅い時期の発注とせざるを得ない工事もあるが、委員の仰るように入札・契約から着工まであまり期間を空けてしまうと、その空白期間に要する経費をどう考えるのかとか、その間に部材や労務単価が変動してしまった場合に契約金額で施工できなくなってしまうとか、さまざまな問題が考えられるので、よほど特殊な工事でない限り入札・契約から着工まではなるべく間を空けないのが原則である。また3者要件については、数年前までは年間を通して付していたが、年度の下半期になるにつれて人手不足の影響などから不調が増え、年度内に完了できない工事が増えてしまうことや、また国交省から公共工事の不調対策をするよう通知があったことなどから、現在の期間になったという経緯がある。電子入札システムの性質上、入札に誰が参加しているかなどは完全に秘匿情報であるので、それだけでも競争が十分働いていると判断し、年間を通して1者のみの参加であっても入札成立とする自治体も多い。

**委員長**：ほかに質問がなければ次の案件に移りたいと思います。業務担当課の方は退席して結構です。

---

#### (4) 長寿命化対策管路改築工事その5 (第34処理分区)

抽出理由：総合評価方式に関する評価点の配点について、工種により違いがあるのかどうか加算方式である場合には、マイナス点はあるのかなどを確認したため。

**委員長**：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【下水道整備課から工事概要を説明】

【契約検査課から入札参加条件、入札経過などを説明】

**委員**：総合評価方式についてご説明願いたい。(入札価格が2番手の業者が逆転して落札決定となっているのでこのあたりの説明も含む) また、総合評価方式の評価項目は案件ごとに設定しているのか。

**事務局**：【事務局から総合評価方式に関して説明】

入札参加者は評価項目を見れば自分の技術評価点が何点になるのかだいたい分かるはずなので、自信のある業者は価格評価点については他者より劣っても落札できるという判断をし、その分入札金額を高くすることもある。評価項目については、有識者による意見聴取会にて案件ごとに諮り、決めている。

**委員**：この工事と同じような下水道管の改修工事はどのぐらいのペースで施工しているのか。

**事務局**：平成27年度については同様の工事を3件発注し、平成28年度も同程度の発注を予定している。

**委員長**：他に質問がなければ、次の案件に移りたいと思います。

---

#### (5) 岡崎枝線築造工事その69

抽出理由：5者の入札で予定価格に対して、2者が最低制限価格未満の同一価格で失格、他の3者が

99.43%、99.88%、100%で入札し、99.43%の会社が落札している。2者が最低制限価格未満、3者は99%以上での入札と大きく異なる金額が出てきたことについて、土木工事であり、設計金額の問題か、最低制限価格の問題なのか確認したいため。(入札価格が最低制限価格と同値で複数の業者が並び、抽選となるような案件と2極化しているのではないか)

**委員長**：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【下水道整備課から工事概要を説明】

【契約検査課から入札参加条件、入札経過などを説明】

**委員**：予定価格付近の入札をした者と、最低制限価格を下回った者との2極化しており、中間の入札がない。また最低制限価格を下回った2者はいずれも同値での入札なので、これはダンピングではなく、おそらく同じ計算式によって導き出された数字かと思われる。こういった業者については提出された内訳書を確認し、価格の研究等を行っているのか。

**事務局**：内訳書については、入札業者全者からの提出を義務付けているが、入札金額がどのような構成になっているかを確認することが目的である。今後は委員の仰る通り、複数者が同値の入札で失格しているような場合などは内訳書から原因を探るようなことも考えたい。

**委員**：この案件もそうだが、全体的に入札を辞退する業者が多いように感じるが、そのことについてどう考えているのか。

**事務局**：今回対象案件の抽出期間が平成27年1月2日公告から12月16日公告と下半期であったことが、全体的に辞退が多かったり、そもそも参加者が少なかったりすることの原因であると考え。落札候補者になってから、あるいは契約後の辞退というのほかに、参加申請後から疑義保留期間までの辞退は認められるので、他の案件に集中するため、また作業員が確保できなくなったなどの理由により辞退することは問題ない。

**委員**：他に質問がなければ、議題3 その他に移りたいと思います。

### 議題3 その他

◎平成28年3月1日公告案件より、樹木保護管理委託に同日抽選の受注制限を試行的に設定したと、その結果について事務局から説明した。

◎今回の抽出委員である守屋委員からその他として指摘された、「全体的に95%以上で落札する工事が散見されますが特別な環境理由はあるのでしょうか。」ということについて、事務局から説明した。要旨は以下のとおり。

- 平均落札率に関しては過去3年間を見るとほぼ横ばいに推移している。

建築系の工事に比べ、土木系の工事は積算単価が公表されているため、最低制限価格付近での入札が多く、平均落札率が低くなる傾向にある。

また下半期に発注する工事は参加者が少なくなることから、平均落札率が高くなる傾向にある。

- 落札率95%以上の案件については、過去3年間を見ると平成27年度に少し減少しているが、

これは工事全体（特に土木系の工事）の発注件数が少なかったことが主な原因である。

**委員長**：その他に何かありましたらお願いします。

契約検査課からの報告は下記のとおり

- ・ 次回抽出委員の選定
- ・ 次回定例会議の日程

**委員長**：それでは以上で本日の審議を終了といたします。

**契約検査課長**：ご意見ありがとうございました。

以上  
(16時00分閉会)